

平成 12 年 4 月 1 日

立正大学同窓会本部各種役員選出取扱要領

本部各種役員の選出等に関する事項は、この取扱要領により定める。

(代議員の構成)

第 1 条 代議員の構成は、支部選出 48 名、学部選出 40 名と学部選出の副会長 8 名、会長および本部事務局長を加え 98 名とする。

(代議員の選出)

第 2 条 代議員の選出については下記の要領で行う。

- (1) 支部選出の代議員は、支部長とする。ただし、やむを得ない事情により支部長を選出できない場合は、支部長が指名する支部役員（副支部長・事務局長等）を選出することができる。
- (2) 学部選出の代議員は、学部役員の内から互選により 5 名を選出し、所定用紙に記載の上、本部より指定された期日までに提出しなければならない。
- (3) 削除

(理事の構成)

第 3 条 理事の構成は、代議員選出 16 名、学部選出の副会長 8 名、会長および本部事務局長を加え 26 名とする。

(理事の選出)

第 4 条 理事の選出については、代議員会において、代議員より、各学部単位で 2 名ずつ選出しこれに会長、副会長および本部事務局長を加える。

(副会長の選出)

第 5 条 学部代表の副会長の選出については、各学部で次のいずれかに該当する者を選出する。なお、選出にあたっては、代議員の任期以内とする。

- (1) 学校法人立正大学学園寄附行為第 27 条第 5 号において選出された各学部の評議員
- (2) 各学部同窓会長
- (3) 各学部同窓会長が指名した学部役員

(会長の選出)

第 6 条 会長の選出については別に定める立正大学同窓会選挙管理委員会申し合わせで行う。

(監事の選出)

第 7 条 監事の選出については、代議員会において、正会員の中から 3 名を選出し、承認を得る。なお、監事は他の役員を兼務出来ない。

(任期)

第 8 条 役員任期は下記の通りとする。

- (1) 会長の任期は、1 期 3 年とし、2 期までとする。ただし、会長の就任期間は、代議員の通算就任期間には含まないものとする。
- (2) 理事の任期は、1 期 3 年とし、2 期までとする。任期満了の場合は、後任者の選任までその任務を遂行するものとする。
- (3) 代議員の任期は、1 期 3 年とし、2 期までとする。任期満了の場合は、後任者の選任までその任務を遂行するものとする。補欠または補充によって選任された代議員は現任代議員の残任期間とする。
- (4) 監事の任期は、1 期 3 年とし、2 期までとする。任期満了の場合は、後任者の選任までその任務を遂行するものとする。

(役員の認否)

第9条 役員の認否については、代議員会で役員承認が得られなかった場合は、選出母体に差し戻して再度選出しなおし、承認を得ることとする。

(罷免)

第10条 役員罷免等については、代議員3分の2以上の署名による要求があった場合については、会長は、速やかに理事会を招集し、審議の上、代議員会に諮らなければならない。

(改廃)

第11条 この要領の改廃については、総務委員会で審議し理事会において出席者の過半数以上の決議により決定する。

附 則

1 削除

2 この要領は、平成12年4月1日から施行する。

3 平成15年12月6日改正、平成15年12月6日施行

4 平成16年2月21日改正、平成16年2月21日施行

5 平成17年12月3日改正、平成17年12月3日施行

6 平成18年7月22日改正、平成18年7月22日施行

7 平成20年6月21日改正、平成20年6月21日施行

8 平成21年2月28日改正、平成22年4月1日施行

9 平成21年4月25日改正、平成21年4月25日施行

10 平成25年7月20日改正、平成25年7月20日施行

11 平成29年4月22日改正、平成29年4月22日施行

12 平成30年10月13日改正、平成30年10月13日施行

13 令和2年8月29日改正、令和2年8月29日施行